

投資信託の規定改廃のお知らせ

平成25年5月7日（火）、下記のとおり、投資信託規定を改廃いたします。
改定内容につきましては次ページ以降の表をご覧ください。

株式会社ゆうちょ銀行

改定する規定

- 投資信託総合取引規定
- 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- 投資信託収益分配金再投資規定
- 投資信託自動積立規定
- 投資信託特定口座規定
- ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

廃止する規定

- 投資信託ホームサービス規定
- 投信ダイレクト規定

改定の詳細

■投資信託総合取引規定

改定前	改定後
1～5 (略)	1～5 (略)
<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の<u>投資信託総合取引申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の<u>投資信託総合取引申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>(3) 前2項の<u>申込書</u>に記入された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>(3) 前2項の<u>当行所定の書類</u>に記入された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。</p> <p>(4) (略)</p>
7～8 (略)	7～8 (略)
<p>9 この取引の解約</p> <p>(1) この取引を解約しようとするときは、当行所定の<u>申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 通常貯金規定第<u>15</u>条（全部払戻し等）第5項の規定の適用を受けたとき。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>9 この取引の解約</p> <p>(1) この取引を解約しようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 通常貯金規定第<u>14</u>条（全部払戻し等）第5項の規定の適用を受けたとき。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>10 購入の取扱い</p> <p>(1) 取扱商品の購入の申込みをしようとするときは、当行所定の<u>申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>10 購入の取扱い</p> <p>(1) 取扱商品の購入の申込みをしようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>11 解約の取扱い</p> <p>(1) 取扱商品の解約の申込みをしようとするときは、当行所定の<u>申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>11 解約の取扱い</p> <p>(1) 取扱商品の解約の申込みをしようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">なお、1日当たりの解約回数の上限は、当行が定めるところによります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

<p>(5) 投資信託委託会社から解約代金を受領したときは、この解約代金から各取扱商品の投資信託約款又は目論見書で定める当該解約に係る手数料その他の諸費用等を差し引いた残額(第13条第1項及び第4項において「解約受取金」といいます。)を、当行所定の日に決済口座に入金します。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) 投資信託委託会社から解約代金を受領したときは、<u>この解約代金から各取扱商品の投資信託約款又は目論見書で定める当該解約に係る手数料その他の諸費用等を差し引いた残額</u>を、当行所定の日に決済口座に入金します。</p> <p>(6) (略)</p>
<p>12 買取り</p> <p>(1) 取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の<u>申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>	<p>12 買取り</p> <p>(1) 取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)~(3) (略)</p>
<p>13 スイッチング</p> <p>(1) スイッチングは、取扱商品の解約受取金をもって他の取扱商品の購入代金とし、解約及び購入を一組の同一日付の申込みとする取扱いです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スイッチングの申込みについては、第10条及び第11条の規定に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(4) <u>スイッチングの申込み後の基準価額の変動その他の理由により解約受取金が購入しようとする取扱商品の最低購入金額未満となるときは、当該申込みに係る取扱商品の購入は行わず、解約受取金を決済口座に入金します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>13 スイッチング</p> <p>(1) スイッチングは、取扱商品の<u>解約代金</u>をもって他の取扱商品の購入代金とし、解約及び購入を一組の同一日付の申込みとする取扱いです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) スイッチングの申込みについては、第10条及び第11条の規定に準じて取り扱うものとします。<u>ただし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。)に定めるところにより当該解約にかかる源泉徴収を行う場合は、別途、決済口座から自動的に引き落とします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>前項において、決済口座の残高不足等により税金等の引き落としができない場合は、当行の判断により、当該スイッチングの購入による取扱商品について、不足金を充当するため、その一部又は全部を解約できるものとします。</u></p> <p>(5) <u>当行が、投資信託委託会社から解約代金を受領するまでは、当行がお客さまに代わって当該他の取扱商品の購入代金として支払った金額をお客さまに請求することがあります。</u></p>
<p>14 収益分配金及び償還金</p> <p>(1) 取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金を受領し、<u>当行所定の方法により</u>決済口座に入金します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>収益分配金について、購入の申込み時に選択した前2項のいずれかの方法は、他の方法に変更をすることができません。ただし、取扱商品のうち当行所定のものに係る収益分配金については、当行の定めるところによります。</u></p>	<p>14 収益分配金及び償還金</p> <p>(1) 取扱商品の受益権がお客さまの振替決済口座に記載又は記録されているときは、当行がお客さまに代わって収益分配金又は償還金を受領し、<u>当行の定めるところにより、</u>決済口座に入金します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>お客さまは、収益分配金の受取方法について、当行の定めるところにより、購入の申込み時に、前2項の受取方法のいずれかを設定します。</u></p>

<p>(4) <u>前条に規定するスイッチングの申込みにより購入した取扱商品の収益分配金については、解約した取扱商品の購入の申込み時に選択した第1項又は第2項のいずれかの方法によるものとします。</u></p>	<p>(4) <u>前項において、お客さまが購入の申込み時に設定した収益分配金の受取方法は、当行の定めるところにより、他の受取方法に変更することができます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>15～16 (略)</p>	<p>15～16 (略)</p>
<p>17 免責事項 次の事由により生じた損害については、当行及び<u>郵便局株式会社</u>（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>申込書類</u>等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>④ <u>申込書類</u>等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>17 免責事項 次の事由により生じた損害については、当行及び<u>日本郵便株式会社</u>（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>当行所定の書類</u>等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>④ <u>当行所定の書類</u>等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>18～23 (略)</p>	<p>18～23 (略)</p>
	<p><u>附 則</u> <u>(経過措置)</u> <u>第14条第4項は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に第14条第1項の受取方法を設定している場合には、適用されません。</u></p>

■投資信託受益権振替決済口座管理規定

改定前	改定後
1～2 (略)	1～2 (略)
<p>3 振替決済口座の開設</p> <p>(1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。)を添えて取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)に提出してください。</p> <p>(2) 振替決済口座の開設の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の投資信託総合取引申込書に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>3 振替決済口座の開設</p> <p>(1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、通帳(投資信託総合取引規定第6条(取引開始の手続)第1項に定める通帳をいいます。)を添えて取引営業所等(投資信託総合取引規定第3条(取引営業所等)に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。)に提出してください。</p> <p>(2) 振替決済口座の開設の申込みは、第1項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
4 (略)	4 (略)
<p>5 当行への届出事項</p> <p>投資信託総合取引申込書に使用された印影(又は署名)、記載された住所、氏名等をもって、届出の印鑑(又は署名鑑)、住所、氏名等とします。</p>	<p>5 当行への届出事項</p> <p>当行所定の書類に使用された印影(又は署名)、記載された住所、氏名等をもって、届出の印鑑(又は署名鑑)、住所、氏名等とします。</p>
6～11 (略)	6～11 (略)
<p>12 届出事項の変更手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約の請求には応じません。<u>この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>12 届出事項の変更手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約の請求には応じません。<u>この間、相当の期間を置きます。</u></p> <p>(3) (略)</p>
13～15 (略)	13～15 (略)
<p>16 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 通常貯金規定第15条(全部払戻し等)第5項の規定の適用を受けたとき。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>16 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 通常貯金規定第14条(全部払戻し等)第5項の規定の適用を受けたとき。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>17 緊急措置</p> <p>法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき又は当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局(第20条において「営業所等」といいます。)の火災等緊急を要するときは、当行及び郵便局株式会社(次条において「当行等」といいます。)は臨機の処置をすることができるものとします。</p>	<p>17 緊急措置</p> <p>法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき又は当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局(第20条において「営業所等」といいます。)の火災等緊急を要するときは、当行及び日本郵便株式会社(次条において「当行等」といいます。)は臨機の処置をすることができるものとします。</p>
18～20 (略)	18～20 (略)

■投資信託収益分配金再投資規定

改定前	改定後
1 (略)	1 (略)
2 申込み (1) 収益分配金再投資契約の申込みをしようとするときは、当行所定の <u>申込書</u> に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める「通帳」をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 (2)～(4) (略)	2 申込み (1) 収益分配金再投資契約の申込みをしようとするときは、当行所定の <u>書類</u> に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める「通帳」をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 (2)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)
4 免責事項 次の事由により生じた損害については、当行及び <u>郵便局株式会社</u> （第5号において「当行等」といいます。）は責任を負いません。 ①～② (略) ③ <u>申込書類</u> 等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。 ④ <u>申込書類</u> 等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。 ⑤ (略)	4 免責事項 次の事由により生じた損害については、当行及び <u>日本郵便株式会社</u> （第5号において「当行等」といいます。）は責任を負いません。 ①～② (略) ③ <u>当行所定の書類</u> 等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。 ④ <u>当行所定の書類</u> 等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。 ⑤ (略)
5～6 (略)	5～6 (略)

■投資信託自動積立規定

改定前	改定後
1 (略)	1 (略)
2 申込み (1) 投資信託自動積立契約の申込みをしようとするときは、当行所定の <u>申込書</u> に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 (2) 前項の申込みがあったときは、 <u>毎月買付申込日</u> （ <u>申込書</u> に記入された買付けに係る <u>申込日</u> をいいます。以下同じとします。）の <u>前営業日</u> に指定振替金額（当該 <u>申込書</u> に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を <u>毎月買付申込日</u> に自動的に購入します。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。 (3)～(4) (略)	2 申込み (1) 投資信託自動積立契約の申込みをしようとするときは、当行所定の <u>書類</u> に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 (2) 前項の申込みがあったときは、 <u>引落日</u> （ <u>当行所定の書類</u> に記入された買付けに係る <u>引落日</u> をいいます。以下同じとします。）に指定振替金額（当該 <u>当行所定の書類</u> に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を <u>引落日の翌営業日</u> （ <u>取扱商品の目論見書</u> において <u>購入申込不可日</u> とされている日に当たる場合は、 <u>購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日</u> ）に自動的に購入します。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。 (3)～(4) (略)
3 <u>毎月買付申込日及び指定振替金額</u> (1) <u>毎月買付申込日</u> は、毎月1回でお客さまが指定する日とします。 (2) <u>毎月買付申込日</u> が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条において「日曜日等」といいます。）又は取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、その <u>翌営業日を毎月買付申込日</u> として取り扱います。なお、 <u>毎月買付申込日</u> が暦にない月においては、当該月の末日を <u>毎月買付申込日</u> として取り扱います。 <u>(新設)</u> (3) <u>毎月買付申込日</u> の指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を付けることはできません。 (4) 指定振替金額は、毎年2回以内でお客さまが指定する月において、千円単位で増額することができます。	3 <u>引落日、引落終了年月及び指定振替金額</u> (1) <u>引落日</u> は、毎月1回でお客さまが指定する日とします。 (2) <u>引落日</u> が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条において「日曜日等」といいます。） <u>に当たる場合は、その前営業日を引落日として取り扱います。</u> なお、 <u>引落日</u> が暦にない月においては、当該月の末日を <u>引落日</u> として取り扱います。 (3) <u>買付けに係る引落しの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</u> (4) <u>引落日</u> の指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を付けることはできません。 (5) 指定振替金額は、毎年2回以内でお客さまが指定する月において、千円単位で増額することができます。

<p>4 現在高不足時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び郵便局株式会社（第9条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>	<p>4 現在高不足時の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定振替金額の払戻しにおいて、複数の投資信託自動積立契約に係る複数の払戻しを同一日に行う場合において、その指定振替金額の合計額が払戻日の決済口座の現在高を超えるときは、いずれの払戻しを優先するかは当行の任意とします。本項の取扱いによって生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第9条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 届出事項の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 毎月買付申込日及び指定振替金額の変更は、届出があった日から1月を経過した日以降最初に到来する変更後の毎月買付申込日から変更します。 (追加)</p>	<p>6 届出事項の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引落日及び指定振替金額の変更は、届出があった日から4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日(引落日を変更する場合は変更後の引落日とします。)から変更します。</p> <p>(3) 買付けに係る引落しの終了年月の変更は、届出があった日から4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日から変更します。</p>
<p>7 投資信託自動積立契約に係る取扱いの停止</p> <p>当行は、投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。</p> <p>① 取扱商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</p> <p>② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いを提供できないとき。</p> <p>③ その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約に係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。 (新設)</p>	<p>7 投資信託自動積立契約に係る取扱いの停止</p> <p>(1) 当行は、投資信託自動積立契約に係る取扱いについて、取扱商品の商品特性を踏まえて停止することがあるほか、次のやむを得ない事情により一時的に停止することがあります。</p> <p>① 取扱商品に係る投資信託委託会社が、財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。</p> <p>② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当行が投資信託自動積立契約に係る取扱いを提供できないとき。</p> <p>③ その他当行がやむを得ない事情により投資信託自動積立契約に係る取扱いの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。</p> <p>(2) 前項第2号について、取扱商品に係る投資信託委託会社が災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、買付けの申込みの受付けを中止した場合又は買付けの申込みの受付けを取り消した場合は、お客さまからの買付けの申込みは不成立となりますが、払戻金は当行がお預かりし、当該日以降最初に買付けが可能となった日に、お客さまからの買付けの申込みがあったものとして、当行から投資信託委託会社に買付けの申込みを行います。</p>

<p>8 解約</p> <p>(1) 投資信託自動積立契約を解約しようとするときは、当行所定の<u>申込書</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 前項の解約の申出は、<u>毎月買付申込日の1か月前</u>までに行ってください。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>8 解約</p> <p>(1) 投資信託自動積立契約を解約しようとするときは、当行所定の<u>書類</u>に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) 前項の解約の申出は、<u>引落日の4営業日前</u>までに行ってください。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
<p>9 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>申込書類</u>等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>④ <u>申込書類</u>等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>9 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>当行所定の書類</u>等に使用された印影（又は署名）を決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえで、それらの書類等につき偽造、変造その他の事故があったとき。</p> <p>④ <u>当行所定の書類</u>等に使用された印影（又は署名）が決済口座である通常貯金の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、解約その他この規定上の取扱いをしなかったとき。</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>10～11 (略)</p>	<p>10～11 (略)</p>

■投資信託特定口座規定

改定前	改定後
1～13 (略)	1～13 (略)
<p>14 特定口座年間取引報告書の送付 (1) (略)</p> <p>(2) <u>お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書により源泉徴収の選択を行わなかったときは、当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ送付し、1通は所轄の税務署に提出します。</u></p>	<p>14 特定口座年間取引報告書の送付 (1) (略)</p> <p>(2) <u>当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客さまへ送付し、1通は所轄の税務署に提出します。</u></p>
15 (略)	15 (略)
<p>16 特定口座の廃止 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ お客さまの特定口座において投資信託受益権の残高がなくなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座において上場株式等の保管の委託が行われなかったとき。この場合、施行令によりその翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>16 特定口座の廃止 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ お客さまの特定口座において投資信託受益権の残高がなくなった日又は、当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替決済口座への上場株式等の記載若しくは記録若しくは当該特定口座への上場株式等の保管の委託又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったとき。この場合、施行令によりその翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>④～⑤ (略)</p>
<p>17 免責事項</p> <p>当行及び郵便局株式会社の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び郵便局株式会社は責任を負わないものとします。</p>	<p>17 免責事項</p> <p>当行及び日本郵便株式会社の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この規定の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負わないものとします。</p>
18～19 (略)	18～19 (略)
(附則) (略)	(略)

■ゆうちょ投信WEBプレミア会員規定

改定前	改定後
1 (略)	1 (略)
2 会員 (1) (略) (2) 会員は、第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）において投資信託取引はできません。 <u>また、投信ダイレクト規定に定める投信ダイレクトサービス及び投資信託ホームサービス規定に定める投資信託ホームサービスは利用できません。</u>	2 会員 (1) (略) (2) 会員は、第4条に定める取引営業所以外の取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）において投資信託取引はできません。 <u>また、ゆうちょダイレクト規定に定めるインターネットサービスのうち投資信託に係る照会サービス及び投資信託取引並びに同規定に定める投資信託テレホンサービスは利用できません。</u>
3～6 (略)	3～6 (略)
7 本人確認等 (1) (略) ① (略) ② 次条の電話機を通じての照会サービスにあつては、第9条第5項に定めるところにより、暗証（会員が当行に届け出た照会サービス用暗証をいいます。以下同じとします。）及び投資信託口座の番号の一致の確認によって行います。 ③ 第10条の投資信託取引にあつては、第11条第2項に定めるところにより、お客さま番号、ログインパスワード及び <u>投資信託口座の番号</u> の一致の確認によって行います。 (2) このサービスの利用について、ログインパスワード、 <u>暗証及び投資信託口座の番号</u> を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行はこのサービスの利用を停止します。このサービスの利用を再開しようとするときは、当行所定の方法により請求してください。 (3) このサービスで使用するお客さま番号及びログインパスワードについてはゆうちょダイレクトの <u>パソコン</u> で使用するお客さま番号 <u>及びログインパスワード</u> と同一のものとし、ログインパスワードの変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条（暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号及びお客さま番号の管理等）及び第7条（本人確認）の定めるところによります。 (4) このサービスで使用する暗証は、他人に知られないように管理してください。暗証については、生年月日、電話番号、同一数字等他人から	7 本人確認等 (1) (略) ① (略) ② 次条の電話機を通じての照会サービスにあつては、第9条第5項に定めるところにより、 <u>照会サービス用</u> 暗証（会員が当行に届け出た照会サービス用暗証をいいます。以下同じとします。）及び投資信託口座の <u>記号</u> 番号の一致の確認によって行います。 ③ 第10条の投資信託取引にあつては、第11条第2項に定めるところにより、お客さま番号、ログインパスワード及び <u>インターネットサービス用暗証</u> の一致の確認によって行います。 (2) このサービスの利用について、ログインパスワード <u>及びインターネットサービス用暗証</u> を当行所定の回数を超えて誤入力した場合、当行は <u>パソコンを通じた</u> このサービスの利用を停止します。 <u>パソコンを通じた</u> このサービスの利用を再開しようとするときは、当行所定の方法により請求してください。 (3) このサービスで使用するお客さま番号、ログインパスワード <u>及びインターネットサービス用暗証</u> についてはゆうちょダイレクトで使用するお客さま番号、 <u>インターネットサービス用</u> ログインパスワード <u>及びインターネットサービス用</u> 暗証と同一のものとし、 <u>インターネットサービス用</u> ログインパスワード <u>及びインターネットサービス用</u> 暗証の変更等についてはゆうちょダイレクト規定第6条（暗証、ログインパスワード、合言葉並びに当行が指定する利用番号及びお客さま番号の管理等）及び第7条（本人確認）の定めるところによります。 (4) このサービスで使用する <u>照会サービス用</u> 暗証は、他人に知られないように管理してください。 <u>照会サービス用</u> 暗証については、生年月日、

<p>推測されやすい番号の指定は避け、不定期的又は一定期間毎に変更するようにしてください。また、このサービスで使用する暗証を変更しようとするとき又は失念したときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所に郵送することにより提出してください。</p>	<p>電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定は避け、不定期的又は一定期間毎に変更するようにしてください。また、このサービスで使用する<u>照会サービス用</u>暗証を変更しようとするとき又は失念したときは、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、取引営業所に郵送することにより提出してください。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 照会サービスの受付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項において当行で受信したお客さま番号及びログインパスワードが、当行が指定したお客さま番号及び届出のログインパスワードと一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項において当行で受電した暗証及び投資信託口座の番号が、届出の暗証及び当行が指定した投資信託口座の番号と一致した場合には、当行は架電した者を会員本人とみなし、受電内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>9 照会サービスの受付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項において当行で受信したお客さま番号及びログインパスワードが、当行が指定したお客さま番号及び届出の<u>インターネットサービス用</u>ログインパスワードと一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 前項において当行で受電した<u>照会サービス用</u>暗証及び投資信託口座の<u>記号</u>番号が、届出の<u>照会サービス用</u>暗証及び当行が指定した投資信託口座の<u>記号</u>番号と一致した場合には、当行は架電した者を会員本人とみなし、受電内容を正当なものとして取り扱います。</p>
<p>10 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、取扱商品に係る購入の申込み、解約の申込み、買取りの申込み及びスイッチングの申込み並びに投資信託自動積立契約の申込み、投資信託自動積立契約の変更の申込み及び投資信託自動積立契約の解約の申込みを行うことができる<u>ものとします</u>。</p> <p>(2) 前項の<u>取扱商品</u>に係るスイッチングについては、<u>取扱商品のうち</u>当行所定の<u>もの</u>に限り行うことができます。</p>	<p>10 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、<u>会員の請求に基づき</u>、取扱商品に係る購入の申込み、解約の申込み、買取りの申込み、スイッチングの申込み、投資信託自動積立契約の申込み、投資信託自動積立契約の変更の申込み、投資信託自動積立契約の解約の申込み及び<u>収益分配金の受取方法の変更の申込み</u>を行うことができる<u>取扱いです</u>。</p> <p>(2) 前項に係るスイッチングについては、当行所定の<u>商品</u>に限り行うことができます。</p>
<p>11 投資信託取引の受付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行で受信したお客さま番号、ログインパスワード及び<u>投資信託口座の番号</u>が、当行が指定したお客さま番号、届出のログインパスワード及び<u>当行が指定した投資信託口座の番号</u>と一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(新設)</p>	<p>11 投資信託取引の受付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行で受信したお客さま番号、ログインパスワード及び<u>インターネットサービス用暗証</u>が、当行が指定したお客さま番号並びに届出の<u>インターネットサービス用</u>ログインパスワード及び<u>インターネットサービス用暗証</u>と一致した場合には、当行は送信者を会員本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p><u>(3) 前項において会員は、当行がパソコンの画面に表示する当該会員からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により投資信託取引の申込みに係る請求電文を当行に送信してください。</u></p>

<p>(3) 前条第1項に定める申込みは、当行所定の時 限までに限り、パソコンの画面の操作手順に従 って必要事項を入力することによりその取消 しができるものとします。</p> <p>(4) 会員は、投資信託取引に係る取扱商品の投資 信託約款及び最新の目論見書並びにこの規定 の内容を十分に理解し、自らの判断と責任にお いて投資信託取引に係る請求をしてください。</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>12～14 (略)</p>	<p>12～14 (略)</p>
<p>15 電子メールアドレスの登録等</p> <p>(1) 当行は、当行からの重要なお知らせの内容、 <u>第21条</u>に定める販売促進用資料等の内容又は 前条に定める電子交付を行った場合はその旨 を、会員の指定する電子メールアドレスあてに 通知しますので、当行所定の方法により電子メ ールアドレスを登録してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>15 電子メールアドレスの登録等</p> <p>(1) 当行は、当行からの重要なお知らせの内容、 <u>第22条</u>に定める販売促進用資料等の内容又は 前条に定める電子交付を行った場合はその旨 を、会員の指定する電子メールアドレスあてに 通知しますので、当行所定の方法により電子メ ールアドレスを登録してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>16～17 (略)</p>	<p>16～17 (略)</p>
<p>18 免責事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行がこの規定による本人確認方法により 本人からの請求としてこのサービスの取扱い を受け付けたときは、暗証、お客さま番号、ロ グインパスワード又は投資信託口座の番号に 不正使用その他の事故があってもそれにより 生じた損害については、当行は責任を負いま せん。</p> <p>(3) 公衆電話回線、専用電話回線等又はインター ネット等の通信経路において盗聴等がなされ たことにより電話番号、暗証、お客さま番号、 ログインパスワード又は投資信託口座の番号 が漏洩した場合があってもそれにより生じた 損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>18 免責事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行がこの規定による本人確認方法により 本人からの請求としてこのサービスの取扱い を受け付けたときは、<u>照会サービス用暗証</u>、お 客さま番号、ログインパスワード、<u>インター ネットサービス用暗証</u>又は投資信託口座の<u>記 号</u> 番号に不正使用その他の事故があってもそれ により生じた損害については、当行は責任を負 いません。</p> <p>(3) 公衆電話回線、専用電話回線等又はインター ネット等の通信経路において盗聴等がなされ たことにより電話番号、<u>照会サービス用暗証</u>、 お客さま番号、ログインパスワード、<u>インター ネットサービス用暗証</u>又は投資信託口座の<u>記 号</u> 番号が漏洩した場合があってもそれにより 生じた損害については、当行は責任を負いま せん。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>19 このサービスに関する通知及び告知方法等</u></p> <p>(1) <u>当行から会員に対するこのサービスに関す る通知及び告知は、電子メールの送信、当行所 定のホームページに掲載する方法その他相当 の方法により行います。</u></p> <p>(2) <u>当行は、会員が登録した電子メールアドレス に電子メールを送信しましたうえは、通信事情 などの理由により延着し又は到達しなかつた ときでも通常到達すべき時に到達したものと みなし、それにより生じた損害については、当 行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>会員が登録した電子メールアドレスが、当行 の責による場合を除き、会員以外の者のアドレ スになっていたとしてもそれにより生じた損 害については、当行は責任を負いません。</u></p>

<u>19</u> 取扱履歴の保管 (略)	<u>20</u> 取扱履歴の保管 (略)
<u>20</u> 会員情報の取扱い (略)	<u>21</u> 会員情報の取扱い (略)
<u>21</u> 販売促進用資料等の送付等 (略)	<u>22</u> 販売促進用資料等の送付等 (略)
<u>22</u> 規定の適用 (略)	<u>23</u> 規定の適用 (略)
<u>23</u> 規定の改定等 (略)	<u>24</u> 規定の改定等 (略)
	<p>附 則 <u>(経過措置)</u> <u>第10条第1項に規定する収益分配金の受取方法の変更は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に投資信託総合取引規定第14条（収益分配金及び償還金）第1項の受取方法を設定している場合には、行うことはできません。</u></p>